

弊社鎌倉が建通新聞に「知らないではすまされない建設業の社会保険未加入対策」を連載しています。

社会保険労務士法人エール
TEL 045(549)1071

H24.11.16日刊1面

知らない

ではすまされない

建設業の
社会保険未加入対策

全7回の4

【年金受給権がない社員や、年金受給中の社員も社会保険に加入するのかわ？】

いでしょうか。

Q1 当社はこれまで社会保険に加入していませんでした。今回、加入に当たり、これまで年金を納めたことがないA社員が、一（受給資格期間を満たさず）将来、年金を受給できないので、いまから社会保険に加入したくないと拒否しています。また、既に年金を受給しているB社員は、「給与との調整を受けない」と拒否しています。70歳以上（健康保険は75歳以上）の者一などに限られています。

年金受給権がないことや年金受給中であることをもって、加入しない理由にはなりません。社会保険新規事業所に対しては、1年後をめどに年金事務所での確認調査があります。加入すべき人を加入させていなければ、遡及（そきゆう）加入の指摘を受けることになります。

【加入しなくていい？】
Q2 社員だった労働者を一人親方にすれば、社会保険に加入しなくていいのでしょうか。

A 一人親方は、雇用関係にありませんので社会保険に加入することはいけません。しかし、建設産業を支える人材の雇用条件を向上させ、若年労働者を確保しようというのが、未加入対策の目的の一つです。社会保険料を抑えることを目的に、これまで社員だった労働者を個人事業主にするというのは、本末転倒であり、別のリスクが生じかねません。（社会保険労務士法人エール代表、特定社会保険労務士 鎌倉珠美）（隔週金曜日に掲載）

未加入事業所からの「よくある質問」

社員を一人親方にするのは本末転倒

の場合、保険料を遡及徴収されるだけでなく、医療を受けていれば医療費の精算や、年金受給者は年金の返還もさかのぼることになります。
会社を経営する以上、拒否する社員も説得して適切に加入させなければなりません。加入しないのであれば、短時間労働者【一人親方にすれば、社会保険